

毎月勤労統計調査を担当する統計調査員による不適切な事務処理に  
伴う雇用動向調査の再集計について

この度、大阪府及び奈良県における毎月勤労統計調査を担当する統計調査員による不適切な事務処理に伴う再集計の影響により、毎月勤労統計調査の数値を復元に利用している雇用動向調査についても再集計が必要となりました。

(事案の概要について [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07412.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07412.html))

再集計対象となる平成26年から平成30年分について、直近のものより以下の再集計スケジュールに沿って作業を進め、作業が完了次第、順次公表していく予定ですのでお知らせいたします。

再集計値と従来との乖離は小さいものと見込んでいますが、再集計の結果により数値が変更する可能性がありますので、再集計前の数値の取扱いにはご留意いただけますようお願いいたします。

利用者の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、お詫び申し上げます。

なお、平成31年3月5日付「[毎月勤労統計調査の不適切な事務処理を実施していた事に伴う雇用動向調査の再集計について](#)」につきましては、上記再集計に伴い公表時期が変更となること、重ねてお詫び申し上げます。

<再集計スケジュール>

公表時期	公表内容
令和2年2月中	平成30年の再集計表を政府統計の総合窓口 e-Stat に掲載
4月中	平成29年の再集計表を政府統計の総合窓口 e-Stat に掲載
6月中	平成28年の再集計表を政府統計の総合窓口 e-Stat に掲載
8月中	平成27年の再集計表を政府統計の総合窓口 e-Stat に掲載
10月中	平成26年の再集計表を政府統計の総合窓口 e-Stat に掲載
12月中	平成25年の再集計表を政府統計の総合窓口 e-Stat に掲載
令和3年2月中	平成24年の再集計表を政府統計の総合窓口 e-Stat に掲載

※ 作業状況によりスケジュールは早まる可能性有り。

※ 平成26年、27年分については、本事案及び「毎月勤労統計調査の不適切な事務処理を実施していた事に伴う雇用動向調査の再集計について」に伴う再集計を合わせて実施する。

※ 平成24年、25年分については、本事案による影響はないが、「毎月勤労統計調査の不適切な事務処理を実施していた事に伴う雇用動向調査の再集計について」による再集計の対象となる。

本件連絡先

雇用・賃金福祉統計室雇用第一係  
03-5253-1111 (内線 7616)